

## 第196回埼玉県都市計画審議会

平成18年2月17日午後1時30分開会

場所 浦和東武ホテル 3階飛鳥東の間

○事務局 大変お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただ今より第196回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお配りをしております「委員名簿」、「議案概要一覧表」、「議案書」、厚いものでございます。それから、「別添」、それから「資料」と書いてあるもの、それから「参考資料1」、それから「参考資料2」、以上が事前にお配りしたものでございます。本日お配りをいたしました「配付資料一覧表」の差替え版、「会議の次第」、「座席表」、「その他案件1資料」、「その他案件2資料」、「参考資料3」、「参考資料4」、それから「説明資料」、以上でございます。

恐れ入りますが、配付資料一覧表につきましては、事前にお配りしたものと差替えてください。また、不足等ございましたら、担当の者にお申し出いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 また、本会議は原則公開としておりますので、意見書の写しであります「参考資料1」につきましては、個人情報に関する部分を黒塗りとさせていただきます。

それでは、ここで新たに御就任いただきました委員の方々を御紹介申し上げます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に規定しております関係行政機関の委員として御就任いただきました関東農政局長の伊藤健一様でございます。

○関東農政局 本日は、代理で参っております高橋でございます。よろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、同条例第2条第1項第5号に規定しております市町村の議会の議長を代表する委員として御就任をいただきました皆野町町議会議長の四方田忠則様でございます。

○四方田委員 四方田でございます。よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、会議の進行の方に戻らせていただきます。

ここで、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。ただいま13名の委員の方に御出席をいただいております。従いまして、審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定により土井会長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

土井会長、よろしくお願申し上げます。

○議長（土井） 審議会の会長を務めさせていただきます土井でございます。本日は、委員の

皆様方には大変御多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。皆様の御協力をいただき、審議は慎重かつ効率的に進めたいと存じますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

初めに、本日の会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきます。並木委員さん、田中龍夫委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は原則公開での審議となっておりますので、その取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の奥沢です。どうぞよろしくお願いいたします。本審議会の公開、非公開の取り扱いについて、改めて御説明いたします。

本審議会は、埼玉県都市計画審議会の公開に関する取り扱い要綱に基づき、原則公開となっております。しかし、取り扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができるとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部または全部を非公開とすることが出来るとなっております。

以上でございます。

○議長（土井） ただ今、事務局から埼玉県都市計画審議会の公開及び非公開に関する取り扱いの説明がありました。私としては、今日の案件について非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様方、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、本日は公開で進めさせていただきます。

傍聴者の方がおられるようですので、入場していただきたいと思います。

〔傍聴者入場〕

○議長（土井） 議事に入ります前に、ただいま御入場いただいた傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りしました傍聴要領をよく読み、遵守していただきたいと存じます。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきます。新聞記者の方には、ただいまより写真撮影などございましたら、許可いたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今より第196回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

お手元に配付しておりますとおり、議第4677号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など、都市計画法または建築基準法に関わる案件が16議案、その他の案件としまして前回の都市計画審議会に事務局から報告がありました『時代の潮流を見据えた「埼玉

の都市計画の基本方向」に関する調査検討について』など2議案、合わせて18議案について御審議をお願いする次第でございます。

それではまず、議第4677号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第4678号「飯能都市計画区域区分の変更について」及び議第4679号「飯能都市計画用途地域の変更について」の3議案について、それぞれ関連しておりますので、一括して議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4677号から議第4679号までの3議案につきまして随時御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、変更地区の概要を御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書25ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面中央の青枠で囲まれた区域が今回変更する飯能市武蔵丘地区でございます。当地区は、図面右下、西武池袋線飯能駅から北北西に約2.1km、JR八高線及び西武池袋線東飯能駅から北西に約2.2kmに位置しております。当地区は、西武鉄道株式会社が開発計画を断念し、計画的な市街地形成の見込みが無くなったことから、国道299号沿道の開発計画のある地区中央部を残し、市街化区域から市街化調整区域に変更するものでございます。

前面のスクリーンに変更地区の写真がございますので、御覧いただきたいと存じます。赤枠で囲まれた区域が飯能市武蔵丘地区でございます。御覧いただいておりますとおり、地区のほぼ全域が山林となっております。

それでは、それぞれの議案につきまして御説明させていただきます。まず、議第4677号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の変更の内容でございますが、議案書6ページを御覧いただきたいと存じます。武蔵丘地区の住宅地の位置づけを削除することにより、区域区分の方針など、関連する箇所について変更するものでございます。

次の8ページから12ページまでが新旧対照表でございます。波線のアンダーラインが今回変更する箇所でございます。今回、当地区を市街化区域から市街化調整区域に変更することに関連して、人口や土地利用の方針等を変更するものでございます。

続きまして、議第4678号「飯能都市計画区域区分の変更について」でございますが、議案書27ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。青枠で囲まれた区域が、今回、市街化区域から市街化調整区域に変更する武蔵丘地区でございます。

恐れ入りますが、議案書16ページにお戻りいただきたいと存じます。まず、1の区域区分ですが、表の備考欄にございますように、73haを市街化調整区域に変更し、市街化区域の面積を1,204haか

ら1,131haとするものでございます。それに伴い、市街化調整区域の面積を3,808haから3,881haとするものでございます。

その下にございます2の人口フレームは、武蔵丘地区を市街化調整区域に変更することから、17ページの新旧対照表にございますように、平成22年の人口を2,000人減らし、6万8,500人を飯能都市計画区域における人口フレームとしております。

続きまして、議第4679号「飯能都市計画用途地域の変更について」でございますが、議案書27ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の青枠で囲まれた区域が今回市街化区域から市街化調整区域に変更することに伴い、用途地域を廃止する区域でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。用途地域を廃止した後の土地利用規制につきましては、議第4692号で後ほど御審議いただきますが、建ぺい率、容積率を定めることにより建築物の形態を制限していくこととしております。

恐れ入りますが、22ページにお戻りください。これは、飯能都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の23ページは、その新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積及び合計面積に占める面積割合が変更となる箇所でございます。

以上、御説明申し上げました三つの議案につきまして、平成17年11月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、飯能市からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただ今の幹事の説明につきまして、何か御質問や御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） 特に御意見がないようですので、議第4677号から4679号の3議案について、一括して採決をいたします。

原案のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 異議がないということとしまして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは次に、議第4680号「草加都市計画区域区分の変更について」及び4681号「草加都市計画用途地域の変更について」の2議案について、それぞれ関連いたしますので、一括して議題に供したいと思います。

幹事の説明を求めます。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4680号から議第4681号までの2議案につきまして御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、変更地区の概要を説明させていただきます。恐れ入りますが、議案

書39ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更する草加市稲荷一丁目地区及び八潮市南後谷西地区でございます。当地区は、図面左、東武伊勢崎線草加駅の東約1kmに位置しております。当地区は、昭和45年の当初線引き当時、既に市街地を形成しておりましたが、溢水、湛水による災害の発生の恐れがあったことから、市街化区域に含めなかった区域でございます。その後、河川改修により治水安全度が向上し、浸水の被害が見られないことから、今回市街化区域に編入するものでございます。

前面のスクリーンに変更地区の写真がございますので、御覧いただきたいと存じます。赤枠で囲まれた区域が草加市稲荷一丁目地区及び八潮市南後谷西地区でございます。御覧いただいておりますとおり、周辺の市街地に囲まれた地区でございます。

それでは、それぞれの議案につきまして御説明させていただきます。まず、議第4680号「草加都市計画区域区分の変更について」でございますが、議案書41ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。赤枠で囲まれた区域が今回、市街化区域に編入する草加市稲荷一丁目地区及び八潮市南後谷西地区でございます。

恐れ入りますが、議案書30ページにお戻りいただきたいと存じます。まず、1の区域区分でございますが、草加市稲荷一丁目地区6ha、八潮市南後谷西地区6ha、合わせて12haを市街化区域に編入し、市街化区域の面積を5,155haから5,167haとするものでございます。それに伴い、市街化調整区域の面積を2,431haから2,419haとするものでございます。

その下にございます2の人口フレームは、工業系の土地利用でありますことから、変更はございません。

続きまして、議第4681号「草加都市計画用途地域の変更について」でございますが、議案書41ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の赤枠で囲まれた区域が今回市街化区域編入に伴い、新たに用途地域を指定する区域でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。

まず、県道草加八潮三郷線の北側の区域について御説明いたします。この北側の区域は、草加市稲荷一丁目地区、面積約5.8haでございますが、一部に八潮市南後谷西地区、面積約0.2haが含まれております。この県道草加八潮三郷線北側の区域につきましては、地区内の工場の操業環境を維持し、良好な工業地として市街地の形成を図るとともに、工場と住宅が共存し、周辺市街地と整合したまちづくりを誘導するために、工業地域に指定するものでございます。

次に、県道草加八潮三郷線の南側の区域について御説明いたします。この南側の区域は、八潮市南後谷西地区、面積約5.9haでございますが、一部に草加市稲荷一丁目地区、面積約0.1haを含んでおります。県道草加八潮三郷線南側の区域につきましては、工場と住宅が共存し、周辺市街地と整合したまちづくりを誘導するため、準工業地域に指定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書34ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、草加都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の35ページは、その新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積及び合計面積に占める面積割合が変更となる箇所でございます。

38ページの下段、  
、関連する都市計画を御覧いただきたいと存じます。この変更に伴って併せて、草加市及び八潮市では、良好な環境を有する市街地を形成するため、地区計画を定める予定でございます。地区計画につきましては、草加市及び八潮市都市計画審議会において審議がなされ、草加市及び八潮市から知事あてそれぞれ同意協議が提出されております。

以上、御説明申し上げました二つの議案につきまして、平成17年11月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、草加市、八潮市からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただ今の幹事の説明につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。特にありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） それでは、御意見がないようですので、議第4680号及び4681号の2議案について、一括して採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4682号「妻沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第4683号「妻沼都市計画区域区分の変更について」及び議第4684号「妻沼都市計画道路の変更について」の3議案につきまして、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供したいと思います。

それでは、幹事の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4682号から議第4684号までの3議案につきまして御説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、変更地区の概要を御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書59ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面中央の赤枠で囲まれた青の区域が今回変更する妻沼西部工業団地地区でございます。当地区は、図面右、国道407号の西1.5kmに位置しております。当地区は、県企業局が造成した工業団地でございます。工業の利便の増進及び周辺環境と調和した工業団地の形成を図るため、工業系土地利用を図る区域について、市街化区域に編入するものでございます。

前面のスクリーンに変更地区の写真がございますので、御覧いただきたいと存じます。赤枠で囲

まれた区域が妻沼西部工業団地地区でございます。御覧いただいておりますとおり、団地の造成が完了しております。

それでは、それぞれの議案につきまして御説明させていただきます。まず、議4682号「妻沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の変更の内容でございますが、議案書44ページを御覧いただきたいと存じます。妻沼西部工業団地地区を新たに市街化区域に位置づけ、工業地としての土地利用を図っていく方針を明確にするため、区域区分の方針など、関連する箇所について変更するものでございます。

次に、46ページを御覧いただきたいと存じます。46ページから48ページが新旧対照表でございます。波線のアンダーラインが今回変更する箇所でございます。

続きまして、議第4683号「妻沼都市計画区域区分の変更について」でございますが、議案書61ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。赤枠で囲まれた区域が今回市街化区域に編入する妻沼西部工業団地地区でございます。

恐れ入りますが、議案書52ページにお戻りいただきたいと存じます。まず、1の区域区分でございますが、表の備考欄にございますように、50haを市街化区域に編入し、市街化区域の面積を184haから234haとするものでございます。それに伴い、市街化調整区域の面積を3,443haから3,393haとするものでございます。

その下にございます2の人口フレームは、工業地でありますことから、変更はございません。

続きまして、議第4684号「妻沼都市計画道路の変更について」でございますが、議案書61ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。本案は、このたび市街化区域に編入する妻沼西部工業団地地区の円滑な交通処理を確保するため、図面に赤色で表示してございますように、都市計画道路西部工業団地線を国道407号から当地区を周回する延長約3,240m、幅員16mの2車線道路として新たに定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書56ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、西部工業団地線の内容を示したものでございます。熊谷市では、今回の変更に伴って良好な工業地としての市街地の形成を図るため、工業専用地域の用途地域指定及び地区計画を定める予定でございます。用途地域、地区計画につきましては、熊谷市都市計画審議会において審議がなされ、熊谷市から知事あてそれぞれ同意協議が提出されております。

先ほど申し上げました3議案につきまして、平成17年11月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。熊谷市からは、賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 特に御意見がないということでございますので、議第4682号から議第4684号の3議案について、一括して採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは次に、議第4685号「越谷都市計画用途地域の変更について」の議案について議題に供したいと思います。

議案の説明を幹事の方からお願いします。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4685号「越谷都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。

議案書は63ページから67ページ、図面は69ページ及び71ページでございます。恐れ入りますが、69ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の上の表は、今回の変更内容でございます。図面中央の赤枠で囲んだ地域が変更区域でございます。JR武蔵野線吉川駅から北東に約1.4kmに位置する吉川市保・中野地区、面積5.3haでございます。

71ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。この赤枠で囲まれた色の塗られていない区域、面積5.2haにつきましては、昭和60年11月に暫定逆線引き地区として市街化調整区域に編入いたしました。その後、計画的整備の見通しが立たないことから、用途地域を廃止し、一般の市街化調整区域と同様な地区にするものでございます。この色の塗られていない区域につきましては、これまで準工業地域及び工業地域が指定されておりましたが、市街化区域への再編入に向けた計画的市街地整備の予定がなく、地元及び吉川市から市街化調整区域として適切な土地利用を図っていきたいという意向を受けております。

前面のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。本地区の土地利用の状況でございますが、写真でお示しするとおり、ほとんどが農地になっております。また、建築動向、人口動向につきましては、農地が多く残り、近年開発や新規の建築は鎮静化しており、人口も横ばいであることから、今後無秩序な市街化の恐れが見込まれない状況となっております。これらのことから、本地区は用途地域による建築規制を行っていく必要がなくなったと判断し、用途地域を廃止するものでございます。用途地域を廃止した後の土地利用規制につきましては、議第4692号で後ほど御審議いただきますが、建ぺい率、容積率などを定めることにより、建築物の形態を制限していくこととしております。

次に、地区の右側の青色で塗られた区域、面積0.1haでございますが、今回の用途地域の廃止により準工業地域が道路部分に不整形に残るため、隣接地区と同様の工業地域に用途地域を変更する

ものでございます。

恐れ入りますが、64ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、越谷都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の65ページは、その新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積及び合計面積に占める面積割合が変更となる箇所でございます。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、平成17年11月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、吉川市からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして、御質問や御意見ございませんでしょうか。

どうぞ、田中委員。

○田中（龍）委員 今、写真等だと、周りは全部開発されちゃっているわけですね。その中で、市街化から市街化調整区域に戻すということは、この土地に対する税制等で優遇措置的な扱いになってしまわないですかね。むしろ緑地保全とか、そういう形で、農地としての継続をさせるような措置で対応すべきじゃないかなという気がするんですけど、その辺はどう考えておりますか。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 実際、ここは、先ほども申し上げたとおり、ほとんどが農地で農家屋敷みたいのが少しあるぐらいなんですけど、今までも市街化調整区域で、準工業と工業という用途地域だけが指定してあったんです。その用途地域を今回通常の調整区域と同じように外すということなんですけど、ですから今までは計画的な整備をして、市街化区域に戻したらどうかという、しばらく前に、暫定逆線引きした時に、そういうことも含めて検討したんですけど、地元の方の意向も、また市の意向もこの農地をそのまま残していこうと、地権者の意向も踏まえて、そういう形になりましたので、今回のような形になるわけなんですけども、特に地権者に有利になるとか不利になるとか、特別にそういうことはないだろうと思っております。農業振興地域にまたかぶせ直すとかということは、今後の検討課題としてはあるかと思いますが、当面は建築制限も別の議案で、調整区域に建てられる建物に関する制限は通常と同じですけれども、かけられますので、特に権利者に不利、有利、そういうのはないというふうに思っております。

○議長（土井） よろしいですか。

○田中（龍）委員 現時点で市街化調整区域なんですか。

○幹事（都市計画課長） そうです。市街化調整区域です。

○田中（龍）委員 この区域というのは、今後農地として長年継続することが担保されているような状況なわけですか。まあ、そういうことですね。

○幹事（都市計画課長） はい。ここ10年、15年同じような形態が維持されてきていますので、担保されるような、そういう状態に実際なっています。

○議長（土井） どうぞ。

○田中（龍）委員 ただ、現況としてはすべて周りが開発されていて、ちょうど真ん中辺に宅地があったり工場的なものがありますけども、形態的にちょっとおかしな気もするんですが、いかがなんですかね、指導者の立場としては。本当にすんなり認めちゃっていいものなのかどうなのか。もう一工夫して、今後宅地にすべきだという総合調整的な機能の中で、むしろそっちの方を指導すべき場所じゃなかったのかなという気もするんですけども。

○幹事（都市計画課長） 計画的な整備が行われるのであれば、周辺と同じような、そういうエリアとして準工業なり工業地として整備していければというような、そんな考えは前からあったわけですから、やはり権利者の意向もありますし、市街地の中に一定の緑地があることもニーズがありますので、今回のような形で通常の調整区域と同じ形にするというふうにさせていただきました。

○田中（龍）委員 宅地の中の緑の保全という意味はあると思うんですけど、ここがまた簡単に変更の変更が出ないように、それだけはお願いして、結構です。

○議長（土井） どうぞ。

○並木委員 都市計画の中で、こういう生産緑地、これは大切なものですよね。やっぱりやる気のある農業者を残して、避難場所にも何かあったときになる場所になりますから、こういう希望があったら、どんどんこれ取り入れてあげた方が私はいいと思います。

○田中（龍）委員 そういう意味合いも含めて、認めますけど、また簡単に逆の線引きが出ないように、御指導お願いしたいなと思います。

○議長（土井） ほかに御意見、御質問ございませんか。よろしいでしょうか。特に反対という御意見でないようですので、この第4685号議案について、採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、議第4686号「蓮田都市計画用途地域の変更について」の議案につきまして議題に供したいと思います。

幹事から議案の説明をお願いします。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4686号「蓮田都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。

議案書は73ページから77ページ、図面は79ページ及び81ページでございます。恐れ入りますが、79ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。図面の中央上の赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。本地区は、図面左下にあります菖蒲町役場から北東に約2.5kmに位置しております。本案は、独立行政法人都市再生機構施行の菖蒲北部土地区画整理事業区域の全域約

65.3haでございます。本地区につきましては、土地区画整理事業の進捗に伴い、将来の土地利用に合わせた用途地域に変更するものでございます。

議題の説明に入ります前に、本地区の周辺状況について御説明いたします。前面のスクリーンの中央のピンク色で示している箇所が今回変更いたします菖蒲北部地区でございます。本地区は、現在建設中の首都圏中央連絡自動車道（仮称）菖蒲・白岡インターチェンジから北に約2 kmに位置しております。また、菖蒲・白岡インターチェンジにアクセスする国道122号バイパスも本地区を横断する形で計画されており、現在建設中でございます。このように、本地区は国道122号バイパスを利用して速やかに菖蒲・白岡インターチェンジにアクセスができる交通の利便性を有しており、その優位性を生かした複合産業拠点を目指している地区でございます。

本地区の状況でございますが、上空からの写真でございますので、御覧いただきたいと存じます。

81ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。まず、地区の中央を東西に走ります国道122号バイパス沿道南側の紫色の区域につきましては、複合産業施設として軽工業施設、流通施設等の土地利用を誘導するため、工業専用地域から準工業地域に変更いたします。

なお、国道122号バイパス北側の水色の区域につきましては、先端技術産業や研究開発施設等の土地利用を誘導するため、従前どおり工業専用地域としております。

また、地区の中央を南北に通ります県道川越栗橋線の沿道のうち国道122号バイパスの北側の紫色の区域につきましては、周辺工場等に関連するサービス施設として軽工業施設等の土地利用を誘導するため、工業専用地域から準工業地域に変更いたします。

次に、県道川越栗橋線の沿道のうち国道122号バイパスの南側のオレンジ色の区域につきましては、道路沿道の特性を生かした地域の商業業務サービス系施設を中心とした土地利用を誘導しつつ、これらと調和した住居の環境を保護する地域として、第一種低層住居専用地域から準住居地域に変更いたします。

次に、地区の南側を通ります県道下早見菖蒲線の沿道の黄色の区域につきましては、周辺住宅地の日常生活の利便に資する近隣サービス業務等の立地を許容しつつ、その北側住宅地と同様の住宅街区の環境を保護する地域として第一種住居地域に変更いたします。

次に、県道川越栗橋線から1街区奥にある2カ所のレモン色の区域につきましては、中高層の住宅に係る良好な環境を保護する地域として、第一種中高層住居専用地域に変更いたします。

恐れ入りますが、議案書74ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、蓮田都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の75ページは、その新旧対照表でございます。網かけの部分が用途地域の面積及び合計面積に占める面積割合が変更となる箇所でございます。なお、合計面積が約1.1ha減となっておりますが、これは地区界測量の結果、生じたものでございます。

次に、議案書76ページをお開きいただきたいと存じます。これは、蓮田都市計画用途地域の変更の理由を示したものでございます。77ページの下段の、関連する都市計画を御覧いただきたいと存じます。今回の変更に伴わせて、菖蒲町では防災機能の充実と新複合拠点市街地の誘導を図るため、この菖蒲北部地区について準防火地域及び地区計画を定める予定でございます。これらの都市計画につきましては、菖蒲町都市計画審議会において審議がなされ、菖蒲町から知事あて同意協議が出されております。

先ほど申し上げました本案につきましては、平成18年1月6日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、菖蒲町からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、特に御意見はないようでございますので、この4686号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4687号「所沢都市計画道路の変更について」を議題に供したいと思えます。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4687号「所沢都市計画道路の変更について」につきまして御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書87ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。併せて、前面のスクリーンも御覧いただきたいと存じます。図面に赤色で表示しております中央通り線は、延長約1,910m、代表幅員15mの路線で、所沢市の中心市街地を形成する上で重要な南北方向の幹線道路でございます。本案は、この中央通り線につきまして所沢駅周辺の一部区域を幅員15mから32mに拡幅変更し、併せて全線の車線数を2車線及び4車線に定めるものでございます。所沢市では、まちづくりの将来像や交通事情の変化を踏まえ、市の都市交通に関する整備計画を策定しております。この計画において、中心市街地で長年の懸案となっている慢性的な交通渋滞を解消するため、本路線の一部の区間は4車線道路として整備していくよう位置づけられました。この4車線区間の自転車、歩行者道につきましては、所沢駅周辺におけるにぎわい創出や商業の活性化を図ることを考慮し、広幅員を確保することが併せて位置づけられました。また、自転車、歩行者道は、所沢市の中

心市街地から災害時の広域避難場所である所沢航空記念公園への避難路としての機能を併せ持つものでございます。既に平成9年には都市計画道路御幸通り線から所沢村山線までの約460mの区間を幅員32mへ変更いたしました。今回は、所沢駅西口地区で調整を進めている面整備の構想において道路の計画が定まったことから、所沢市が新たに決定する予定の所沢駅ふれあい通り線との交差点までの約310mの区間を幅員32mへ変更するものでございます。また、併せて全線1,910mの車線数について、1,140mは2車線に、770mは4車線に定めるものでございます。

恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。これは、4車線に変更いたします区間の横断図でございます。道路構造令で規定されている自転車、歩行者道、植樹帯、停車帯、車道、中央帯を合計した道路幅員が32mとなります。

続きまして、今回拡幅区間の詳細について御説明いたします。議案書の89ページの詳細図を御覧ください。併せて、前面のスクリーンも御覧いただきたいと存じます。この図面は、今回拡幅する部分を拡大したものでございます。赤色に表示されている部分が追加され、黄色に表示されている部分が削除される部分でございます。

恐れ入りますが、議案書の84ページをお開きいただきたいと存じます。これは、中央通り線の変更後の内容を示したものでございます。右側の85ページは、その新旧対照表でございます。なお、関連する都市計画道路である所沢駅ふれあい通り線の決定につきましては、所沢市都市計画審議会において審議がなされ、所沢市から知事あて同意協議が提出されております。

先ほど御説明しました本案につきましては、平成17年11月18日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、所沢市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただ今の幹事の説明について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○森泉委員 この87ページの図面を見ると、310mだけ4車線になるわけですね。ほかのところは2車線ということでもいいんでしょうかね。というのは、道路形態からすると、この4車線、今回310m、その先まで4車線ということですね。ここ今お聞きしたら、中央の4車線以降の2車線のところは非常に混むということで、地元としても一回出たら、混んじゃって帰ってこれないじゃないかというくらいらしいです。そういうところをあえて310mだけ、今回の区域変更でこだけ4車線にするということは、道路形態として全部4車線に直すということならわかるんだけど、一部だけ直して、また一部は2車線にするということは、こら辺はどういうふうな意見が地元から出ているのか。例えば将来的に全部4車線にするんだという方向性の中で出ているのか、それとも現在はこだけ4車線にするかという、こら辺のことちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 今回変更するこの絵の一番下の310mのその上の既に決定してある、ここ

は4車線になっておりまして、左側の方に行く中央通り線というのが、これ2車線なんですけど、これから上に所沢航空記念公園の方に行く御幸通り線というのがありますけど、これは4車線道路で、航空公園の先まで4車線で決定されておりまして、これからこの下に関しても段階的に4車線に整備していきたいと。今回変更する区間とか、こういうところは、周辺のまちづくりに関連して、この機会に4車線にという意向もあります。それから、その突き当たりのところにも市決定ですけれども、横に新しいふれあい通り線を同時に決定する形になってはいますが、いずれにしても段階的に周辺のまちづくりと併せて、骨格となる駅前顔ですので、整備していきたいというのが市の考えだし、私どもの考えです。

○森泉委員 今ので分かりました。ただ、問題は、こういう路線というのは、基本的に都市計画道路に続く場合はしっかりとした一路線、2車線の手前ありますよね、今回の区域の分かれるところ。地域はちょっとよくわからないんですけども、こういうところからしっかりと一つの通りとして都市計画決定を一回にやった方が、計画として、またここを中心的にやるという何か目的があるんですか。むしろこの線を2車線のこの二またと分かれるところの中央通り線というんですか、ここから全部4車線の都市計画やった方が筋道としてはわかるような気がしないでもないですよ。非常にこの2車線の中央通り線が混むということを地元の人からよく聞きますので、あえて考えるならば、こちらの方をしっかりと4車線の都市計画やった方が、この4車線やって、また2車線になると、非常に混み合うんじゃないかなという気がしないでもないですよ。その点どうなんですか。

○幹事（都市計画課長） この中央通り線ですよ。ここは、所沢市の昔からの中心で、やはり周辺に商店とか、そういうのもありまして、一定のセットバックなんかしながら街を造っているんですけど、4車線にするという、そういうのには結構無理のあるところで、むしろこれから上に延びる所沢航空記念公園の方に行く、そういう4車線で全体の交通処理をと、そういうふう考えております。

○森泉委員 わかりました。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○田中（龍）委員 この今の新しい4車線の310mの関係なんですけど、後ほど議案の4690号が出ていますけども、その再開発でここを拡幅するという計画なんですか。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 後ろの方に出てくるのは、全体のまちの将来のまちづくりの方向みたいのを検討する形だと思えますけれども、今回の4車線の道路を決定するところに関しましても、今、市の方で検討していますのは、周辺のまちづくりと一緒に、周辺の区画整理と一緒に、そこを整備するとか、そういうのは検討しています。

○田中（龍）委員 この道路もその関係ですか。

○幹事（都市計画課長） その関係です。

○田中（龍）委員 結構です。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。特に御質問、御意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○田中（龍）委員 もう一度今の確認なんですけども、今回310mをさらに4車線に変更しますよね。

その北側に今まで4車線で都市計画決定しているところは、平成3年ですか、決定したのは。

○幹事（都市計画課長） 平成9年ということです。

○田中（龍）委員 よろしいです。

○議長（土井） ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） 幾つか御質問がありました。特に御異議があるということでもないようですので、この議第4687号につきまして採決をしたいと思います。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に進みたいと思います。議第4688号「毛呂山・越生都市計画道路の変更について」の議案につきまして議題に供したいと思います。

幹事の説明を求めます。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4688号「毛呂山・越生都市計画道路の変更について」御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書95ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。併せて、前面のスクリーンも御覧いただきたいと存じます。図面に赤色で表示してございます新飯能寄居線は、延長約4,080m、幅員15mの南北方向の幹線街路でございます。当該路線は、現在、埼玉県で北側より順次整備を進めており、早期の完成が望まれているところでございます。本案は、この新飯能寄居線につきまして区域を一部変更し、併せて車線の数を2車線に定めるものでございます。

一部区域の変更の詳細について御説明させていただきます。97ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。併せて、前面のスクリーンも御覧いただきたいと存じます。この図面は、新飯能寄居線の今回区域を変更する箇所を拡大したものでございます。黄色で表示されている区域から赤色に表示されている区域にルートを変更するものでございます。当該区間の整備着手に当たり、道路構造の詳細検討を行ったところ、隣接する既存の送電塔が整備の支障となることから、送電塔への影響を回避しながら、一部区間を現道に重複させることにより道路の区域を東側に変更するもの

でございます。

92ページを御覧ください。これは、新飯能寄居線の変更後の内容を示したものでございます。右側の93ページは、その新旧対照表でございまして、網かけの部分がその変更箇所でございます。

本案につきまして、平成17年11月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、毛呂山町からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして、御意見、御質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 特に御意見、御質問がないようでございますので、議第4688号議案につきまして採決をいたします。

議第4688号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4689号「熊谷都市計画道路の変更について」議題に供したいと思えます。

幹事から議案の説明をお願いします。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 議第4689号「熊谷都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書103ページの計画図をお開きいただきたいと思います。併せて、前面のスクリーンも御覧いただきたいと思います。図面に赤色で表示してございます新深谷嵐山線は、延長約1,290m、基本幅員12mの路線でございます。当該路線は、県道深谷嵐山バイパスとして埼玉県で整備を検討しているところでございます。本案は、この新深谷嵐山線につきまして幅員を12mから14mに拡幅変更し、併せて車線の数を2車線に定めるものでございます。

変更の詳細について説明させていただきます。105ページの詳細図をお開きいただきたいと思います。併せて、前面のスクリーンもお願いいたします。図面に赤色で表示されている部分が区域を拡大する部分でございます。当該路線には、中学校や高校が近接し、歩行者や自転車利用者が多いことや秩父鉄道を立体横断できる主要道路となることを勘案し、道路の両側歩道部分を1mずつ、合計2m拡幅変更するものです。併せて、他の道路との交差形状を安全なものとするため、隅切りを設けるものでございます。

恐れ入りますが、議案書100ページにお戻りいただきたいと思います。これは、新深谷嵐山線の変更後の内容を示したものでございます。右側の101ページは、その新旧対照表でございまして、網かけの部分がその変更箇所でございます。

本案につきまして、平成17年11月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、川本町からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（土井） 特にないようでございますので、この議案につきまして採決をしたいと思います。

議第4689号「熊谷都市計画道路の変更について」、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、議第4690号「所沢都市計画都市再開発の方針の変更について」の議案につきまして議題にしたいと思います。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の須加でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って着席のまま説明させていただきます。

議案の御説明の前に、まず都市再開発の方針の概要につきまして御説明したいと思います。なお、これ以後都市再開発の方針につきましては、再開発方針と略して御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。お手元の参考資料4を御覧ください。併せまして、前面のスクリーンを御覧ください。再開発方針とは、都市再開発法に基づきまして市街化区域を有する都市計画区域において定めることとされておりまして、都市再開発のマスタープランでございます。スクリーン、埼玉県の都市計画区域と再開発方針の策定状況を御覧いただきたいと思っております。本県では、市街化区域を有する40都市計画区域のうち10都市計画で再開発方針を策定しております。スクリーンを御覧いただきたいと思っております。再開発促進地区とは、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区について、当該地区の整備または開発の計画の概要を明らかにしたものでございます。検討整備地区とは、再開発促進地区に至らないものの魅力あるまちづくりを進めるため、任意に定めるものでございます。再開発方針で規定される再開発とは、市街地再開発事業に限らず、土地区画整理事業や地区計画など、広い意味でのまちづくりの制度を含むものでございます。また、再開発方針は、土地、建物の権利等を規制するものではありません。個々の事業が都市計画決定された時点で、法に基づき規制されることとなっております。

それでは、議第4690号「所沢都市計画都市再開発の方針の変更について」御説明いたします。これは、埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は107ページから127ページ、図面は118ペー

ジから127ページでございます。説明の都合上、議案書には新旧対照表を載せておりますが、都市計画案は別添を参照願います。変更の理由は、議案書109ページにもございますように、現在の再開発方針は平成10年に策定され、その後市街地の状況等が変化を迎えていることから、また都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が平成16年4月に変更されたことから、内容を見直したものでございます。

議案書118ページから121ページまでと、スクリーンを併せて御覧ください。まず、118ページの旧再開発方針に記載のありました計画的な再開発が必要とされる市街地は、2地区ございましたが、都市再開発法の改正によりまして地区の指定が不要となりましたので、削除としております。

119ページの旧再開発方針に記載のありました再開発を促進すべき地区は、3地区ございましたが、今回121ページのとおりに変更いたします。順に青色で示しております。銀座地区、日東地区、所沢駅西口地区となっております。

議案書123ページとスクリーンを併せて御覧ください。銀座地区です。スクリーン上の茶色が現在の主な道路で、都市計画道路御幸通り線がございます。当地区は、商店街の活力が低下していましたが、共同の建てかえにより高層住宅と商業施設、快適な歩道の整備等を行いまして、魅力的な都市環境の形成を図っています。スクリーンで表示されている水色の枠は、所沢元町北地区第1種市街地再開発事業の区域でございます。旧庁舎跡地は、共同化が進む銀座地区のまちづくりの方針と整合しておりますことから、今回銀座地区と再開発促進地区を統合しております。

議案書125ページとスクリーンを併せて御覧ください。日東地区です。スクリーン上の茶色が現状の主な道路で、都市計画道路所沢浦和線、中央通り線がございます。前回との変更点ですが、緑色で示しました区域を除外しております。この区域は、西武鉄道の所有地であります。西武鉄道が所沢駅の駅舎と併せて開発整備するということで、今回の地区から除外しております。本地区は、所沢駅に近接する商業地域でございますが、木造建築物が密集しており、道路の幅員が狭く、数が少ないことから、安全上、防災上早急な改善が必要とされています。道路、公園などの整備と併せ、良好な住環境と商業業務のバランスのとれた市街地形成が図られるよう再開発促進地区として位置づけております。

議案書127ページとスクリーンを併せて御覧ください。所沢駅西口地区です。スクリーン上の茶色が現状の主な道路で、都市計画道路所沢村山線、先ほど御審議いただきました中央通り線と所沢市で3月に都市計画決定を予定しております所沢駅ふれあい通り線がございます。所沢駅西口地区は、今回新規に指定する地区でございます。本地区は、平成12年に西武鉄道車両基地が移転し、その跡地利用と三方を囲みます都市計画道路の整備が課題となっております。平成13年から所沢市、西武鉄道、関係権利者で地区の整備について検討がなされている状況でございます。所沢駅に近接する立地条件に鑑み、道路や公園などの整備と併せ、良好な住環境の形成と商業業務施設の立地を図るため、再開発促進地区として位置づけております。

以上が所沢都市計画都市再開発方針についての説明でございます。

本案件につきましては、平成17年11月16日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は10名でございました。また、県あて28通、28名の方から意見書の提出がございました。意見書の写しは、参考資料1にございます。資料の2枚目から5枚目に意見書の要旨がまとめてございますので、御説明を申し上げます。よろしいでしょうか。賛成意見の要旨は、12項目にまとめさせていただいております。「1 所沢駅周辺は、防災性、中心市街地活性化の点で問題があるので、再開発の早期実現を望む。実現にあたっては、大学、病院等の誘致も視野に入れて欲しい。」「2 都市機能更新や活性化を目標としたマスタープランが必要である。」「3 所沢駅周辺には公共施設を整備すべきであり、大型の商業施設には反対である。」「4 日東地区は、老朽化した建築物が密集し、道路は少ないうえに細く、歩行者や緊急車両の通行に支障がある。早急に安全、安心なまちにしてもらいたい。」「5 日東地区の再開発は、長期間進展がない地域の発展、土地の有効利用、防災のために住、商バランスのとれたまちづくりを早急に実現して欲しい。」「6 日東地区は、安全で愛着の持てるまちの形成、県全体の商圈バランスの創成のため、早急にランドデザインを具現化すべきである。」「7 日東地区では、民間会社により乱開発される恐れがあるので、行政が主体となって計画、主導してほしい。」「8 所沢駅西口地区は、公共、公益施設や防災機能を持つ公園、広場の整備を図り、住・商・業のバランスのとれた街づくりを推進すべきである。」「9 開発が進む他地区では、バラバラのデザインで広場や緑も少なく、美しくない。日東地区では、広い地域計画的をもって良い開発をしてもらいたい。」との御意見でございます。県といたしましては、この再開発方針に基づき都市基盤の整備、生活環境の改善及び土地の有効利用が適正に図られ、安心、安全で活力のあるまちづくりが早期に実現できるよう努めてまいります。

次に、「10 所沢駅西口地区は、商業地域に変更して賑わいが創出されるようにしてもらいたい。」「11 所沢西口地区は、企業任せの開発とならぬよう行政指導のもと、快適なまちづくりをお願いします。」との意見でございます。所沢駅西口地区につきましては、今後市街地の整備計画を作成することになりますが、整備計画の内容を踏まえ、用途地域の変更も検討してまいりたいと思います。事業の際には、行政、市民、企業の適切な役割分担のもとに協働してまちづくりが行われるよう努めてまいりたいと思います。

次に、「12 区画整理事業において過小敷地の減歩を緩和して、地権者が住み続けられるようにしてもらいたい。」との御意見でございます。事業の具体的な内容は、他の事業に関する項目とともに関係者の意見、要望を聞きながら、今後進めていくよう所沢市に対し助言等を行ってまいりたいと思います。

続きまして、反対意見について御説明いたします。まず、方針全体や公聴会についての意見でございます。「1 公述では全てが反対意見であったのに、縦覧された都市計画案にはそれらが反映されていない。」「2 既に具体的な計画が示されており、それを含めて反対している。住民の声

に逆らうものであり、都市計画案の撤回を求める。」との御意見でございますが、公述された意見につきましては、市街地の状況や所沢市のまちづくりの方向などの観点から、十分検討を行い、本案のとおりといたしたところでございます。再開発方針は、市街地の整備の方向を示すもので、具体的な事業の内容を定めるものではありません。このため、今後この方針に基づき関係者の方々と話し合いを行い、事業について合意形成が図られるよう所沢に対し助言や支援をしてみたいと考えております。

次に、銀座地区についての意見でございます。「3 再開発方針には「文化、コミュニティ、業務機能の充実を図る」と記してあるが、これまでの銀座地区の再開発によりコミュニティは破壊され、業務機能が低下している。都市計画案の撤回を求める。」との意見でございます。県の意見といたしましては、土地を共同化することにより建物の不燃化とオープンスペースの確保を行う上で、災害に強く、魅力ある町並みの形成を目指し、順次整備を進めております。また、このようなまちづくりの中で、新たなコミュニティの形成が図られるものと考えております。

次に、日東地区についての意見です。「4 日東地区の開発は、一部の地権者だけが賛成し、他の地権者は賛成していない。多くの人の意見を聞くべきである。」「5 人口増や商業テナントの誘致を前提とした計画は時代に合わない。見直しがされるべきだ。」との意見でございます。この意見につきましては、具体的な整備内容については個々の事業の計画において定めていきます。今後関係者等の意見を聞きながら、整備計画を策定するよう市に対して助言や支援をしてみたいと考えています。

続きまして、「6 日東地区の再開発に投入され続けてきた公的資金は誰が責任をとるのか。」との意見でございます。日東地区では、長期間に亘って市街地再開発事業による整備が検討されてきましたが、キーテナントの撤退により事業が困難となりましたので、整備の進め方について見直しを行ったものでございます。

続きまして、「7 補助金を当てにした計画には反対だ。」との御意見でございますが、再開発事業や土地区画整理事業は市街地整備を行う上で効果的な手法であります。補助金活用は、地権者や市の負担を軽減し、事業を円滑に施行する上で有効なものと考えております。

続きまして、「8 日東地区では建築物の不燃化を促進するとあるが、木造の家がたくさんある所沢市内でこの地区だけに適用されるのはおかしい。」「9 まちづくりとはコンクリートの建物に住民を追いやることになるのか。」との意見でございますが、日東地区は道路が狭く、細いことから、災害に対して非常に弱い状況でございます。改善が必要な地区であることから、再開発促進地区としたものでございます。また、用途的には商業地域であり、準防火地域にも指定されておりますことから、耐火建築物への誘導をしたいと考えておりますが、準耐火構造とすることで木造建築物も建築することができるというふうには思っています。

続きまして、「10 区画整理は道路を整備した分、宅地が減る。全ての住民が住み続けることは

考えにくい。」との御意見ですが、建物がある程度建築されている地域では、土地区画整理事業を実施する場合、道路用地の確保については建物の共同化による方法、もしくは地権者の方々に御協力をいただき、土地を買収する方法などがあります。具体的な事業の進め方については、関係者の意見等を聞きながら、今後検討してまいることとしたいと思います。

続きまして、「11 日東地区に面する都市計画道路のセットバックに関しては、片側ではなく、両側対等のセットバックを要求する。」との御意見です。日東地区に面する中央通り線につきましては、既に平成9年に都市計画決定がされております。

最後に、所沢駅西口地区についての意見です。「12 市が示している所沢駅西口地区の区画整理の案には、住民は反対している。再開発方針は、これに支援を送るものであり、撤回すべきだ。幅広い市民との協働の中で、都市計画案についての検討が行われるべきだ。」との意見でございます。再開発方針は、事業のための方針ではなく、既存市街地において本来望むべき都市機能、防災性、環境などに鑑み、まちづくりの方針と概要を示したものでございます。これらを実現するための手段として、幾つかの事業があり、関係者の意見、要望を聞きながら、合意形成を積み上げて事業として決定していきたいと考えております。県といたしましては、今後行政、市民、企業の適切な役割分担と協働のもと、まちづくりが行われるように進めてまいりたいと思っております。

以上が意見書の要旨とそれに対する考え方でございます。所沢市が地元の方々にアンケート調査や説明会を行い、整備計画の内容について協議を続けてきたところでございます。今後住民の方々の御理解、御協力をいただき、再開発方針に基づいた都市基盤の整備と生活環境、都市機能更新に努めていくとのことでございます。県といたしましても、再開発方針の本意が住民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいりたいと存じます。

なお、本案について所沢市の都市計画審議会においても賛成の意見であり、所沢市長から知事あて賛成の回答を得ております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただ今の幹事の説明につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○角委員 意見書が出ているということなので、再開発などでは個人の財産にもかかわる問題ですので、非常に慎重にならざるを得ないと思うんですけども、今出ている意見書、賛成20、反対8ということなんですけども、そのうち賛成の20人のうちこの地区内の地権者は何人なのか、地区外は何人なのか、それぞれ賛成、反対を教えてくださいたいと思います。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） まず、全体です。28名のうち地区内の地権者は20名でございます。地区外が8名です。それで、賛成の20人のうち地区内の方が13名、地区外の方が7名でございます。それから、反対8名のうち地区内の地権者が7名、地区外が1名でございます。

○議長（土井） どうぞ。

○角委員 この意見書を見せていただきまして、例えば道路が狭くて非常に危険だという、木造住宅も多くてというのがありまして、そういうのもよくわかる気はするんですけども、総論は賛成なんだけれども、自分の土地となるとという問題が出てくるわけなんですね。ですから、外部の人とそこに土地を持っている方とでは、やはりそこで利害が違ってくるといふ面もあると思うんです。そこに特に土地を持っていらっしゃる方の意見は尊重しなきゃならないかなと、地権者の意見は尊重しなきゃならないかなと思うんですけど、これを見ますと、区画整理でやるのか再開発ビルというのか、その中に入れるのかという、そういう具体的な説明はされたのでしょうか。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 日東地区という駅前につきましては、再開発でということですとずっと検討してきたんです。平成3年くらいから検討してきましたけども、キーテナントが撤退したということから、再開発から現在は区画整理を主体に進めるという方向に変わっています。基盤整備の方を優先的に進め、安全、安心なまちをつくるということで、市の方では考えているというふう聞いています。

以上です。

○角委員 日東じゃなくて、すべて。

○幹事（市街地整備課長） ええ、すべてです。日東と西口地区につきましては区画整理、銀座地区につきましては、優良建築物等の住宅の建て替えを主体に街並みの形成を図るといふことで事業計画がされております。

○議長（土井） どうぞ。

○角委員 そうしますと、区画整理といふことで、この中の説明を見ますと、区画整理といふても質問の中で住宅地が減らされてしまうと自分の家は建てられないんじゃないかと。それに対しては、共同住宅みたいなものになるんじゃないかといふ、そういうニュアンスの対応のところにもあったかなと思うんですけども、そういうことについての個々の方が十分に納得できるようなやっぱり説明が必要かと思うんですよ。それに対しての説明会ですとか、そういうものは十分にやられたのかどうか。

それから、この中で公述人はすべて反対意見だったという、この辺はどうなんでしょうか。この辺もちょっと説明していただきたい。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 今回この審議会にお諮りしているのは、マスタープランの話でございまして、各事業の例えば区画整理事業でどのように道路をつくりどこに公園をつくりといふところまでの図面といふのはまだできておりません。要するにこういう地区にするといふマスタープランの方針を今回お話ししているといふのがまず一つでございまして。

それから、それぞれの地区において熟度といふのがございまして。先ほど言いました駅に隣接いた

しました日東地区につきましては、再開発から区画整理ということで変わっておりまして、平成17年の12月くらいに地元の方に再開発から区画整理による整備に変えますというふうに説明しております。方針を変えたということです。

それから、西口地区につきましては、西武の車両基地が撤退したということから、その土地利用が重要であるということで、やはり平成13年くらいから、今まで48回説明会というか、協議を進めてきたというような状況でございます。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○角委員 それから、賛成の方の中にも大型商業施設の建設には反対だということも結構入ってまして、そうしますとかなりあいまいな説明だったのではないかと。余り計画そのものがよく理解されていないような、この意見書を読んだ限りではそう受けとめられるんですね。そうしますと、やはり地権者に対する十分な納得と理解が得られるような、例えば大型商業施設が入ってくるのか入ってこないのかということについても説明がきちんとされているのかどうかね。賛成者の中にもいるわけですから、こういう意見書のままではこういう計画を決定することはできないんじゃないかなと思うんですが、この辺はいかがですか。

○幹事（市街地整備課長） 今回御審議をお願いしているのは、まちづくりの方針で、こんな土地利用ですとか安全、安心を高めるとかということで、おのおのにどういう機能を入れるかという具体論というのはまだ固まっておりません。ですから、再開発で検討しているときには、大型スーパーをキーテナントに入れて再開発ですという話があったわけですが、それが撤退してしまったということで、現在は大型の再開発からまず基盤をつくろうということで、区画整理に変更したということございまして、プランが出来た後、どのような民間の投資なりをどのように呼び込んでまちをつくっていくかということについてはまだ固まっていないと。ただ、区画整理によって安全、安心、それからにぎわいを創出するようなまちをつくろうということは決まっていますけども、何が入ってくるというところまで決まっていけないというのが現状でございます。

○議長（土井） いかがでしょうか。ほかに。

どうぞ。

○田中（龍）委員 今、日東地区の関係で、私は駅前というのは基本的には区画整理じゃなくて、再開発でやるべきだと思うんですね。ビルがいっぱいできてきて、その間に個人の住宅ができると、最終的には固定資産税でそこから出ていっちゃう人が多いんですね。それ再開発で合理的な用地を増やすというのが基本じゃないかなと思うんです。それは別として、この日東地区から西武系の土地が駅舎と同時に開発するということで抜けちゃっているんですけども、ここ見ますと西友なり駐車場なりがあって経済活動しているわけですね。区画整理するとなると、減歩があったり清算金があったり負担金があるわけですが、この大手だけが抜けちゃうというのは何となく身勝手な話じゃないかなと思うんですね。それをもう少し説得して、まあ、してきたんだと思うんですけど

も、それどういうわけなのか、その辺の経緯をちょっと説明していただけないかなと思うんですけどね。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） この件は、当初再開発方針の地区として入っておったわけですけども、一つは先ほども言いましたように日東地区の計画というのが今まで再開発中心に時間をかけてきておりまして、現在も今度は区画整理にということで、道路の整備、安全性を高めるというようなことで、手法について市の方の考え方が変わったということ。

そして、もう一つは、時間的なもので、西武は西武の中で一体的に整備を進めるということで、整備の時間的なものが十分なかったんじゃないかとは思っています。

それと、事業主体が責任が持てるということであれば、区画整理で事業として負担しないで済むと、そういうこともあったんだと思います。

○議長（土井） どうぞ。

○田中（龍）委員 その辺いつも西武は身勝手だと思うんですよね。例えば駅前開発にしても、改札口に入ったのがお客さんで、駅前には地元の負担でやって、駅もそういう常套手段なんですね。こういった時も、やはり交渉、時間的なものは大変だと思うんですけれども、あきらめることなく交渉するような方向でやっていただきたいなと思うんですけれどね。これは、どっちにしても時間的な、いろんな地元の事情があると思うんですけれども、それは要望で、これからもぜひ社会的な責任として、批判、新聞でも何でも、そういうのも利用してでもいいですから、やはりそういうことはやめるべきだと私は思うんですけれども、要望で結構です。

○議長（土井） ほかに御質問、御意見。

どうぞ。

○角委員 対応としまして、日東地区ではキーテナントの撤退によって事業が困難となりましたので、整備の進め方について見直しをしたいとおっしゃっていますね。こういうことで本当に再開発が成功するのでしょうか。見通しとして、キーテナントも入って来ないかもしれない、それからここで見ますとやはり共同住宅に入っていただくようになるかもしれないということが書いてあるわけですよ。だから、個人の生活がこれによってかなり変わらざるを得ない。そうなりますと、もうちょっと反対者を減らすような方向で、十分納得いかれるほど計画をもう少し練り直す必要があるんじゃないかと。今ここでこれを決定してしまうよりも、反対者がなくなる方向でもう少し十分理解されるような、そういう方法をとるべきじゃないかなと。余りにもまだこれではちょっと時期尚早じゃないかなという感じがいたしますが、どうでしょうか。

○議長（土井） 幹事、どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 日東地区につきましては、状況を説明申し上げますと、まず道路、公共用地の割合がどうかといいますと、私も見てきましたけども、大体10%でございます。普通ですと

20%以上あるわけですけども、10%未満でございます。それから、建築物で見ますと、86%が木造でございます。かなり老朽化している地区でございます。それで、住宅が80%ぐらいです。中に道路があるんですけども、大部分は私有地でございます。公共用地じゃございません。1月ですか、12月ですか、火事がありました。消防車が入れなくて、実は日東地区の外側からホースをつないで消火したと。たまたまその家が非常に広い中にぼつんと建っていたものですから、延焼はなかったんですが、そんな状態でございます。やっぱり早急にまちを安全・安心、それから駅前の賑わいということで、土地利用の転換を進めていくべきだというふうに思っています。ただ、今回はどのようなまちをどういうふうな形の事業でということではございませんで、そういう現況を踏まえた上で促進地区として定め、整備を促進していく地区に定めていただきたいということでございまして、具体の幹線の都市計画は決まっておりますけども、ほかの都市施設ですとか民間施設がどのように入ってくるという賑わい創出の細かい点までは決まっておりません。私どもといたしましては、今後この再開発方針に基づきまして具体的に事業が成り立つよう市を指導していくとともに、住民と意見を積極的に交換しながら進めるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土井） よろしいでしょうか。ほかに御意見はございませんか。

特に御意見はないようですので……はい、どうぞ。

○角委員 意見としては、私今申し上げましたように反対意見者のうち7名までが地権者であるということと、日東地区については非常に危険な地域だということも十分理解出来るんですね。ですけれども、個人の財産にも関わる問題でして、やはりここで決定してしまうということについて、私は責任は重要だと思いますので、再度もう一度持ち帰って検討して出し直していただきたいと思っておりますので、今のこの案については反対をいたします。

○議長（土井） わかりました。

それでは、ただ今の意見交換で反対意見がございましたので、特にほかの意見がないようでしたら、これから採決をいたします。

○荒川委員 反対意見があったって、議会じゃないけど、議会討論だか何だか知らないけど、そうすると賛成意見も言う場所があるんですか。だから、角委員が反対ですというのをかなり強調していたけど、これが採決の反対なら反対でいいんで、じゃ採決でいいわけね。

○議長（土井） はい、採決の中で決をとりたいと思いますが。

それでは、この4690号議案について、原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

○議長（土井） はい、ありがとうございます。1名の反対ということですよ。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を。

〔賛成者挙手〕

○議長（土井） はい、ありがとうございます。13名ということでございます。

賛成多数により、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは次に、議第4691号「戸田都市計画都市再開発の方針の決定について」を議題にしたいと思いをします。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 議第4691号「戸田都市計画都市再開発の方針の決定について」御説明申し上げます。

これは、埼玉県が定める都市計画でございます。議案書は129ページから139ページ、図面は137ページから139ページでございます。決定の理由は、議案書131ページにもございますように、戸田市においては埼京線の開通後住宅都市への転換が進みつつあります。このため、都市機能の更新に対応した市街地の再整備が急務となっており、そのマスタープランとして決定するものでございます。

議案書137ページとスクリーンの方針図を併せて御覧いただきたいと存じます。特に再開発を促進すべき再開発促進地区は、1地区でございます。北戸田駅東口1街区でございます。また、再開発促進地区には至らないものの、特に再開発を行うことが望ましく、戦略的にまちづくり計画を行っていく地区として、市内にある3駅周辺を検討整備地区として位置づけております。

それでは、再開発促進地区について御説明いたします。議案書139ページとスクリーンを併せて御覧ください。北戸田駅東口1街区でございます。スクリーン上のグレーの表示が埼京線の高架でございます。茶色が現状の主な道路でございます。当地区は、新曽第1土地区画整理事業が施行中で、区画整理によりこのような街区形状になります。スクリーン上の青い部分が再開発促進地区の区域でございます。当地区は、戸田市の既成市街地の中で再開発の必要性や効果、緊急性が高い地区であることから、再開発促進地区としております。

以上が戸田都市計画都市再開発方針の決定についての御説明でございます。

本案につきまして、平成17年11月16日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は2名で、意見書の提出はございませんでした。なお、本案件につきまして戸田市の都市計画審議会においても賛成の意見であり、戸田市長から知事あて賛成の回答を得ております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして、御質問、御意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 特に御意見がないようでございますので、それではこの4691号議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定い

たします。

次に、議第4692号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」を議題に供します。

幹事から御説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 議第4692号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない地域内の建築物に係る数値の変更について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の141ページをお開きください。これは、用途地域の一部廃止に伴い、建築基準法により特定行政庁である知事が容積率、建ぺい率等の数値を定めるものでございます。今回対象となります区域は、先ほど第4679号及び第4685号にて御審議をいただきました飯能市及び吉川市の区域でございます。飯能市につきましては、市街化区域から市街化調整区域への編入に伴うもの、また吉川市につきましては旧暫定逆線引き区域として用途地域が定められておりましたが、今般廃止されますことに伴うものでございまして、用途地域の指定のない地域内の建築物に係る数値について御審議をいただき、指定の手続を行うものでございます。

事前にお手元に配付させていただいております参考資料2には、今回決定する項目である容積率、建ぺい率、容積率算定係数、道路による高さ制限、隣地による高さ制限についての簡単な説明を記載させていただいております。

それでは、変更案について御説明いたします。143ページから151ページまでが各市ごとの指定案でございます。

まず、飯能市について御説明いたします。恐れ入りますが、143ページの計画図を御覧ください。併せて、スクリーンの方も御覧ください。図中、対象区域を示す矢印のついた四角の中に、今般の変更の内容が書き込んでございます。この二つの区域とも第一種低層住居専用地域と第一種住居地域から用途地域の指定のない区域に変更になるものでございます。次の145ページがこの部分の詳細図となっております。併せて、スクリーンも御覧ください。東側、図面に向かって右側の区域については、隣接する市街化調整区域の制限との整合を図り、容積率を100%、建ぺい率を50%に、また道路による高さ制限などもこれに併せて変更するものでございます。西側の区域、図面に向かって左側につきましては、良好な自然資源保全のため、容積率を100%、建ぺい率を50%に、また道路による高さ制限などもこれに併せて変更するものでございます。詳しくは、計画図下の凡例及び参考資料を御覧ください。

続きまして、吉川市について御説明いたします。恐れ入りますが、149ページの計画図を御覧ください。併せて、スクリーンの方も御覧ください。図中、対象区域を示す矢印のついた四角の中に、今般の変更の内容が書き込んでございます。この区域は、準工業地域と工業地域から用途地域の指定のない区域に変更されるものでございます。次の151ページがこの部分の詳細図となっております。

す。併せて、スクリーンも御覧ください。今般の変更は、集落環境を保全しつつ、周辺の環境と調和した居住環境の形成が図れるよう隣接する区域の制限と整合を図り、容積率を200%、建ぺい率を60%に、また道路による高さ制限などもこれに併せて変更するものでございます。詳しくは、計画図下の凡例及び参考資料を御参照ください。

以上でございますが、いずれの市とも十分協議を行って案を作成しており、市長から指定案について支障ない旨の回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいま幹事から御説明がありました。御質問、御意見、いかがでしょうか。特に御異議ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、この議案につきまして採決をいたします。

議第4692号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。それでは、御異議ないものと認めて、本案は原案のとおり決定いたします。

以上で、たくさんの議案がございまして、2時間弱経過いたしました。少しくたびれておりますが、休憩なしで引き続いて進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、続きまして、その他の案件1といたしまして、『時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」に関する調査検討について』でございます。

本議案は、前回の審議会におきまして、知事より調査検討を依頼する予定である旨、報告があったものでございますが、本日は知事から正式な依頼がございます。

都市整備部長、よろしくお願いいたします。

○幹事（都市整備部長） それでは、知事より預かってまいりました『時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」に関する調査検討について』の依頼文を代読させていただきます。なお、皆様方には、その他の案件1資料に依頼文の写しを御用意いたしました。これでございます。

それでは、朗読いたします。『時代の潮流を見据えた埼玉の都市計画の基本方向に関する調査検討』について。

埼玉を取り巻く社会経済状況は、人口減少社会の到来、急速に進む高齢化、経済のグローバル化、地球環境問題の深刻化など、かつて経験したことがない局面にさしかかっています。このような時代の潮流の中で、右肩上がりの人口増加や経済発展を前提としたこれまでの都市政策は役目を終えつつあります。今後は、人口減少、超高齢社会と安定的な経済成長を前提に、持続可能で、より質の高い都市環境を構築していくことが求められます。埼玉には、人口700万人の豊富な人材、多彩

な企業の集積、優れた交通基盤など、非常に高いポテンシャルがあります。

また、緑や河川など、豊かな自然に恵まれた田園のゆとりという優れた魅力もあります。この都市の魅力と田園のゆとりを生かした活力ある埼玉を実現するため、県の執るべき都市政策や都市計画の基本方向に関して貴審議会の意見を賜りたく、調査検討をお願い申し上げます。

1、調査検討事項。 埼玉の将来都市像と新たな都市政策の基本方向。 あるべき都市像の実現に向けた課題とその対応方向。 今後の埼玉の都市計画のあり方。 2、調査検討期間、平成18年2月から平成19年3月。

○議長（土井） ただいま知事からの調査検討依頼をお預かりいたしました。

この調査検討依頼をお受けすることでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、お受けすることといたします。

次に、その他の案件2といたしまして、ただ今、説明のありました『時代の潮流を見据えた埼玉の「都市計画の基本方向」に関する専門部会』の設置要領についてでございますが、この件につきましては、前回の審議会において、調査検討体制やスケジュールなど、私と事務局とでよく調整させていただくということで、委員の皆様にご理解をいただいたものでございます。その後、事務局と十分に調整いたしました結果、専門部会設置要領につきまして本日お諮りいたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、その他の案件2『時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」に関する専門部会設置要領について』を御説明させていただきます。

先ほど土井会長からも説明がございましたとおり、事前に御相談させていただきました結果、調査検討に当たっては、まず集中的に調査検討する専門の組織を設置し、その組織での調査検討の経過を適宜本審議会に報告の上、御意見を伺いながら回答案をとりまとめていきたいと考えております。ついては、本審議会に専門部会を設置するに当たり、その設置要領につきまして御審議をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、その他の案件2資料を御覧いただきたいと思います。設置要領に関しまして、要点を御説明させていただきます。第1条の趣旨でございます。専門部会の設置に関しては、都市審議会条例等に特別の定めがございませんことから、この条例第9条に審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めるとございますので、本審議会にお諮りした上で専門部会を設置するものでございます。

次に、第2条の所掌事務でございますが、これは先ほどの知事からの依頼事項に関するものでございます。

第3条の組織は、専門部会のメンバーに関する条文でございますが、会長が指名する審議会委員及び後ほど報告させていただきます知事から本日付で任命される専門委員をもって組織するもので

ございます。

第4条は、部会長についてですが、専門部会は審議会の下部組織という位置づけでございますので、部会長は会長が指名することにさせていただきたいと考えております。

第5条の会議は、専門部会の委員の2分の1以上の出席がなければならないということ、専門部会では必要に応じて専門委員以外の者の出席を求めることができるということ、会議の結果は審議会に報告すると、そういう規定とするものでございます。

第6条の専門部会の開催に関してでございますが、要領第2条の所掌事務に関する調査検討の結果を本審議会に報告した時点で解散する旨を規定するものです。

第7条、第8条は御覧のとおりでございます。また、付則にございますとおり、この要領は本日平成18年2月17日から施行したいと考えております。

以上でございます。

○議長（土井） ただいまの事務局の説明にはございませんでしたが、専門部会の調査検討体制やスケジュールなどについては本議案が議決された後に御説明したいと思います。

まず、この設置要領案に関しまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

○北堀委員 最後に会長の方からはいろいろお話があったのですが、専門委員をどのようにして決めるのか、その基準と、何名ぐらいなのか、そしてまたもう一つには、埼玉の将来像を決めるわけですから、そういう意味からおいて、やはりあらゆる分野の人たちを入れて、この専門部会というのを設置すべきだろうというふうに思います。先ほど所沢の問題も出てまいりましたし、地域住民、そしてまたその部分の市町村の商店の方々、あらゆるいろんな方々の幅広い意見を聞きながら埼玉県のあるべき姿というものを決めていくのが私は望ましいというふうに思うのですが、その辺について専門委員をどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○幹事（都市計画課長） この後また御審議をいただく内容ですけれども、今、お話がありましたように、幅広い専門の方々から御意見をいただくことが必要ですので、都市計画だけじゃなくて、福祉から、交通から、経済から、企業から、自然から、それから今いろいろ話題になっております防災とか、あるいは緑地とか、そういう幅広い方々、見識のある専門の方を選んでいただきたいと思いますというふうに思っております。審議会の中の委員さんとそれ以外の専門委員、審議会の委員さん5人ほどと専門委員さん3人ほどということで、この後御審議をいただく、そういう中身になっていきますけれども、そういうふうに考えております。

○北堀委員 イメージがちょっと違うんです。確かに数が多ければいいということじゃないとは思いますが、専門委員という中で、あらゆる分野の専門の方々というのは学識経験者を含めていらっしゃると思うんです。もう一つは、地域住民の人たちの利害というものも当然異なってくるというふうに思うんです。やはりそこに住む人たち、あるいはそこで商売をする人たち、それからまた一般家庭の主婦の人たち、あるいはお年寄りの人たち、その人たちが考えていること、農業も含

めて、そういうことの中で農業、工業、あるいは商業も含めて、そういう専門家の人たちと、それからまた逆に言うと、商業についてもそうですし、地域住民の代表者として、やはり私は必要なことなんじゃないかなというふうに思っています。先ほども申し上げましたように、所沢の中でのいろんな問題というのはそれぞれ利害が違って来るわけです。そしてまた、もう一つには、建物の問題につきましても、道路の問題につきましても、10年、20年、あるいは1世紀を見据えて、多少なりとも時間がかかっても、時間をかけながらやっていくべきことと、長期的なもの、中期的なもの、あるいは短期的なもの、そういうふうに分けながらやっていくことが埼玉県の将来だというふうに思います。いろんなことの中で、そのものが今がよければいいということが非常に多いんです、今の世の中で。ですから、やはり時間をかけながら、ぜひ皆さん方にはそういうものを課題にさせていただいて、人選をしていただければありがたいというのが私の意見です。

○幹事（都市計画課長） そういう御意見を以前にもお聞きしておりますけれども、そういう趣旨に沿って、委員さんは専門的にやっていく形で選ばせていただきたいと思っておりますが、この部会の設置要領にも、必要に応じて、今委員さんが言われたような、そういう方々からも意見を聞くような、そういう要領にもしてありますし、また県民のいろいろな調査の意向とか、県民モニター制度を活用するとか、幅広く地域の方々の意向を踏まえながら、この検討をしていって、段階、段階で審議会全体でまた御審議いただくと、そういう形にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○荒川委員 専門部会という名前でありますから、第1条に、この専門部会というのは審議会条例の9条に基づいてつくるわけだね。専門部会というのは、いわゆる部会じゃないんでしょうかね。だから、これが全体会議で、この中の部会になるんで、今の議論とちょっとあれなんだけど、こういう例はあるのかね。専門部会をつくったのに、その中へ他から入れちゃうという例はあるのかね。ちょっとどうなんだろうね。私は、北堀委員から出た意見は、方向づけはいいと思うので、かえって専門部会は専門部会で、一つの審議会からの諮問機関なら幅広く県民ということになるのだと思う。私は、入ってもらえるのはいいと思うのだけど、この審議会条例第9条との整合性はどうなんだろうね。部会というのは、この中が多過ぎるので何人かの部会つくるんじゃないかな。その中へ他からと入れてしまって大丈夫なのかな。

○幹事（都市計画課長） 専門部会は、この審議会の下部組織という位置づけで、専門的なことを検討する上で、この審議会の委員さんと、それからそれ以外の専門委員、そういうものを定める条例上の規定もありますので、特別な事項を審査する上で専門的な方を加えることに関しては条例上の支障はないというふうに思っておりますが、いずれにしてもこの審議会の下部組織ですので、そこで検討した上で審議会で全体の検討をしていただくと。その下部組織は、審議会の委員さんと別の専門の方、若干でしょうけれども、任命することは条例上の支障はないんですが、いずれにしても審議会の下部組織という位置づけで考えております。

- 議長（土井） 専門委員の条例のところを説明してください。
- 幹事（都市計画課長） 県の都市計画審議会条例の中で、部会に関することは特に書いていないので、第9条の審議会に諮って決めると、そういう形になっていまして、それから専門の委員については第3条で、専門的なことを審査するために専門委員とか、あるいは別ですけど、臨時委員とか、そういうものを定めることができると、そういう規定がありまして、別途専門委員として知事から委任をいただければ、そういう委員は任命できると、そういう形になっています。
- 議長（土井） 審議会の委員に加えるということですね。
- 幹事（都市計画課長） そうですね。審議会の委員に専門委員を加えるということです。
- 荒川委員 それが条例の第3条か。
- 幹事（都市計画課長） 第3条です。
- 荒川委員 それで大丈夫なのかな。児童福祉審議会委員なんかも部会に行ったら子供部会だ、里親部会だってある。だけど、その人たちを入れるのは別の参考とかって入っていた。
- 議長（土井） ちょっと大事なところだから、もう一度。
- 幹事（都市計画課長） 条例第3条は、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは臨時委員とか専門委員とか、そういうものを若干人置くことができると、そういう規定になっております。臨時委員は、また別の形でありますけれども、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、そういう専門のことを検討させる専門委員を置くことができるということです。
- 荒川委員 会長が委嘱するのか。
- 幹事（都市計画課長） いや、これは審議会の審議です。
- 荒川委員 会長さん、私はこう思うんだよ。整合性を持たせるには、これはいいんだけど、まずこの審議会で専門委員を頼もうと、部会をつくらうと、しかし我々も何人か入ろうよと、こういう感覚だと、ぴたっとそれに適合すると思う。我々も入ろうやと。我々がやっているの、入ってこいじゃなくて、むしろその人たちだけじゃなくて、我々も何人か入ろうかと。そうすれば、ちょうどその第3条が何となくわかりやすい。本来は、我々が部会に入らなくてもいいものをつくれるでしょう。
- 幹事（都市計画課長） 今、委員さんが言われたような形で実際考えておりまして、審議会の委員さんに専門委員の方を何人か加えて、それで部会をつくりたいと、そういう形で考えております。
- 本澤委員 長い間の都市計画審議会、まるで違うわけだけでも、今までかつてそういう例があったかどうか一つ。それから、本来県でもいろんな審議会や協議会がたくさんある。大体協議会を見ると16名でしょう、委員の人数が。そうすると、恐らく今専門部会を設置するという事で皆さんが同意になれば、若干名は専門委員会に入ってもらおうということになると思うんです、当然。それじゃ説明が足りないから、今、委員さんからお話が出たのだけど、やっぱり任期との関係もありますけども、本来専門部会を設けるときには、24名ないし30名以上の大人数の場合設けるのだよね。

だから、事務局に聞きたいのだけど、16名という少人数で皆さんが知事の審議内容を受けとめた中で、何がインパクトで今回そういう専門部会を設けなくちゃならないのか、あるいはそういうふうなことになったのか。この参考資料にありますけども、その2点をちょっとお聞きしたいんだけど。どういふ必要に迫られて、そうなったのか。

○幹事（都市計画課長） 最初の方にありましたが、一般の議案じゃない都市計画の今後の方向とかが都市計画審議会に依頼を出すのは今回が初めてです。こういうのは、今回が全く初めてです。ほかの県で始めているところはありますけれども、埼玉県としては初めてです。それから、部会じゃないんですが、部会的なものを審議会の下部組織として、ずっと以前、環境影響評価を専門的に検討する、そういう専門委員会みたいのをつくったことがあります、今は環境影響評価法ができて、県に審議会ができましたので、そちらの方で審議してもらおう形で、解散していますけども、部会的なものは一度県の方もつくったことがあります。

それから、今回の専門部会に関して、審議会の委員さん数名とさらに新たな専門の方3名程度というのを考えている理由は、やはり短い期間で集中的に検討していただくこともありますので、審議会はおおむね年4回ですから、年4回審議をいただくことはできますけれども、その中間にある程度基本的な検討をする必要があるんじゃないかということで、そういう部会で何回か検討して、審議会に報告して、意見を聞きながらまとめていくという、そういう形をとらせていただきたいと思います。

○本澤委員 大体把握はできたけども、主にどういふ問題提起に対するお答えを専門部会でいただくか。例えば具体的には総論賛成、各論反対というようなものもあるだろうけれども、特に県の都市計画行政の中でこういったものに資するための専門部会なんだよという部分を一つや二つ示していただければ理解もしやすいかなと、こう思うんですけども。

○幹事（都市計画課長） この後、委員さんのお話を聞かせていただいた後で、当審議会でのどんな検討をしていただくか、概要を参考資料3の方にまとめてありまして、これで御説明させていただきたいというふうに思っておったんですが……

○田中（龍）委員 ちょっとその前段の問題で質問してもいいですか。埼玉県都市計画審議会条例にも、特別な事項を調査審議させるために必要があるとき置くことができますとありますけれども、都市計画審議会というのは、ないものをつくり上げるんじゃなくて、例えば知事に提案する、あるいはプロジェクトチームをつかって、提案されたもの、それをいいかどうか判断するのがこの審議会であって、白紙のものをつくれというのは、ここに三つありますけれども、都市計画の基本方向をつくれというのは、これは本末転倒じゃないかと思うんです。むしろ、この審議会ですべてをつくって、こういう方向がいい、こういうやり方がいいというのをもし出したとして、それをもとに執行部がこういう案も出てきましたというときに、審議会ですべて出したもの、また知事が出してきたものを我々が判断するとおかしくなっちゃうわけです。そういうことを考えれば、この審議会

がこういうものをつくること自体は本来はおかしいんじゃないかと私は思うんです。むしろ、知事なり執行部でプロジェクトチームをつくって、提案されたものがいいかどうか判断するのが我々の仕事じゃないかなと。特にこの特別な事項というのは、そうやって出てきたものが特別な事項であって、その一部を特別に扱って審議する、それが我々の仕事じゃないかなと私は思うんですけど、その基本的なものはどうなんでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 白紙で願いますという形では実際にはなくて、専門部会にはまた私ども事務局も入りまして、私どもの方のいろんな分析データ、県の分析データなんかもありますから、そういうのを示しながら方向性などを検討して、ある検討段階で審議会にお諮りして、こういう方向でどうかとか、そういうのをチェックしていただきながら最終的にまとめていくということで、資料の調整とか、そういうものは都計審の事務局として検討いたします。それから、そういう形で検討しながら、審議会の意見を聞きながらまとめて、まとめたものが知事への提言みたいな形になりますけれども、そういう提言的なものを踏まえて、県の行政はそれを踏まえながら今後検討していくと、そういう形になるというふうに思っております。

○田中（龍）委員 私は、おかしいと思います。提案がまず出てきて、それがいいかどうか我々が判断するのであって、最終的には知事が提案したものを我々が審議するんであって、いろんな提案をしながら積み重ねてきて、何かまとめてというのはおかしいものであって、我々が知事に答申して、知事からまた返ってきたときに審議のしようがないんじゃないですかということだと思えます。

○議長（土井） ちょっと今この審議会の仕事について非常に大事な質問だと思うんですが、この審議会の仕事というのは都市計画審議会条例に書いてあるのだけど、知事に言われたことを審議するというのが都市計画審議会の仕事なのか、それ以外の仕事をすることはあるのか、今そういう質問をされたんですね。この審議会の仕事じゃない仕事をしようとしているんじゃないかと。

○幹事（都市計画課長） この審議会の趣旨ですけれども、都市計画審議会の趣旨ですが、都市計画法により、その権限に属された事項を調査審議させ、都道府県知事の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議させるため云々というのが条文で一番にあって、次に2として、都市計画審議会は都市計画に関する事項について行政機関に建議することができるという部分があります。ですから、諮問されたものに関して答申するという、そういう法律上の権限もありますけれども、都市計画審議会として意見を述べるということや建議するという、そういうこともできる、そういう権限が審議会にあるというのは、法律上もそんなふうになっていますので、そういうことでやることはできるかと思えます。ですから、都市計画審議会として建議する、意見を述べるという、そういう位置づけでこの検討をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（土井） 田中委員、さっきの知事からの依頼文があるわけですね。この依頼文を要するに田中委員が言うには、これは受けられないと。その依頼は、おかしいからよせというふうに言うか、依頼を引き受けましょうと言うかという議論です。

- 田中（龍）委員 さっき引き受けたわけですけども、本来的によく見てみると、それは依頼する方もおかしいし、引き受ける審議会もおかしいんじゃないかなと私は思います。
- 荒川委員 この案は、前回森泉委員が方向づけを決めようかと、少し検討しなくちゃだめだというのを受けて、それではと言うことで始まった。今お答えを聞くと、今後の大局的な何かを少し検討してみてくださいないかとか、そういうのを諮問できる。その根拠が法律上あるわけだ。それに基づいて持ってきたんで、具体的なものを審議できたりするのがこの審議会の8割ぐらいの仕事だろうけど、あと2割は、この審議しながら、我々が、皆さんも経験者であるから、ついでにもっと大きなものの研究もしてくれないかとか、そういう諮問ができると、この審議会に。こういう趣旨なんでしょう。それに基づいて、これが出ているのだと思う。私はそう理解しています。だから、いいんじゃないかなと。
- 本澤委員 先ほども言ったんだけど、結局各市町村から上がってきたものを県の都計審で審議してくださいよ、お墨つきちょうだいよと上がってくる。今までそれやっていたわけだけども、今度は県が知事の名において県の都市計画について、市町村からとは別に専門部会で議論してくださいと、こういうものをやろうということなんでしょう。
- 幹事（都市計画課長） 都市計画の基本方向について、審議会でご提案いただきたいというか。ですから、諮問、答申の議案、そういう形ではなくて、都市計画に関する、今時代の分かれ目ですので、今後の基本方向みたいなものを提言していただくという、そういうお願いです。
- 本澤委員 今までのパターンは、専門部会なり審議会へのパターンとしては、このものとこのものというふうにやってくれたわけだけど、それがなくて、やってくれということなの。
- 荒川委員 会長さん、整理した方がいい。ここへ投げかけて、こういうのを検討してくれと言って答申が出たって、ここで決めたから拘束するわけじゃないし、そういうことなんだよね。だから、そんなに仰々しくやることかな。ちょっと勉強してみてくださいないかということなんでしょう。検討してみてくださいないかと、将来の展望で。ちょっと時代も変わっちゃったから、それをここでやって、ちょっと提言しててくださいないかということでしょう。じゃ、やりましょうということになったんでしょう。
- 森泉委員 調査検討してほしいということが出ていて、この3項目が出ているわけでしょう。今の課長さんの話の中には、その条例の中にもこういうことを踏まえているということからすれば、言葉は専門部会だけれども、調査検討ということになると、条例の中にもあるわけです、専門部会に若干置いてもいいと。そういうふうにとめていけばよろしいんじゃないかなと、私は個人的に思っています。
- 幹事（都市計画課長） 専門部会で素案、原案みたいのを検討して、お諮りして作業を進めていくと、そういう形で、実際の作業の進め方はそういうふうを考えております。その段階、段階で御意見をいただきながらまとめていくと、そういうやり方で考えております。用紙1枚でお願いしてあ

って、その後の説明がちょっと拙速なので、仕方ないと思うんですけど。

○田中（龍）委員 私は、今言ったような意見なんですけど、都市計画審議会というのは都市計画法の設置審議会だと思うんです。法設置の審議会と思うんです。上位法からこの審議会につくるためのあれがあるわけですね、何をするというのは。それと、もう一つ、埼玉県条例ですけど、それに法的に合致しているかどうか、どう判断しているか、それだけ聞かせてください。あとは、私は結構ですから。

○幹事（都市計画課長） 都市計画法で、審議会にはこういう権能があるという法律上のものがありまして、それを受けて、埼玉県条例もそういうことができるような、そういう条文です。ですから、意見を述べるとか建議するとか、そういうこともできるような、そういう法律の規定になっております。

○田中（龍）委員 前に進まないから、いいですけども、建議というのは、私が思うのは、現在行われている政策に対して、こうした方がいいだろうという建議であって、何も無いものをつくれという調査じゃないと私は思っております。でも、確信を持っているなら、それで私は結構ですから。

○議長（土井） 都市計画法上も、県の審議会条例上も、大分中身は昔の審議会と変わってきておりまして、県知事が提案するのをイエスかノーかというだけの審議会ではなくて、これだけ専門家が集まっていたいて、埼玉県の都市づくりの方向性を議論するのに一番ふさわしい審議会なわけですから、そこで基本的な方向性を議論しようということで、それを議論してくれというふう知事から頼まれているということです。国の審議会もそうですし、各都道府県や市町村の都市計画審議会も基本的にそういう方向で動いておりますから、そういうことで理解していただきたい。基本的には、都市計画審議会が審議の議題を受けたわけであって、専門部会が受けたわけじゃないのです。審議会のもとに専門部会を置くということですから、最終的な議論は全部審議会ですていただくということになります。議論の素材づくりを集中的にやっていくために、専門委員に加わっていただいた上で専門部会をやるということに理解をしていただきたいと思います。

では、先ほどからの案件は、その他の案件2という専門部会の設置要領について、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、この設置要領、幾つかの要望というか御意見がありましたけれども、設置要領そのものについて原案どおり決定するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

今いろいろいただいた意見は、非常に重要なことであり、審議会の根本的な問題です。ご意見ありがとうございました。

それでは、設置要領が議決されましたので、早速ですが、設置要領第3条の規定によりまして、

専門部会の委員となります審議会の委員を私の方から指名させていただきたいと思います。

それでは、審議会資料をお配りください。

〔資料配付〕

○議長（土井） ただいまお配りいたしました専門部会の委員の名簿でございますが、私の方から専門部会の委員を指名させていただきます。

まず、学識経験のある者として任命されている審議会委員のうち、社会福祉分野が御専門の大久保秀子委員、都市計画が御専門の久保田尚委員、経済分野が御専門の田中恭子委員、自然分野が御専門の松原彰子委員の4名にお願ひし、私も加えた5名を専門部会委員とさせていただきたいと思います。指名させていただいた方々には、ぜひともよろしくお引き受け願ひたいと思います。本日大学の入試要員のため欠席されています田中恭子委員、松原彰子委員につきましては、専門部会の設置が承認されましたので、私から専門部会委員に指名させていただくことを願ひたいと思います。

次に、当審議会の専門委員として、先ほど調査検討をしていただくために新たに任命された3名の方々につきまして、事務局の方から御報告を願ひいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、審議会条例第3条の規定に基づき、専門委員として本日付で知事が任命いたしました方々を報告させていただきます。

追加資料、専門部会委員名簿の専門委員の欄を御覧いただきたいと思います。お一人目は、計画システムに深い知識を有し、経験と実績がお有りの筑波大学助教授、有田智一委員、次に都市防災に深い知識を有し、経験と実績がお有りの東京大学、加藤孝明委員、最後に緑地環境に深い知識を有し、経験と実績がお有りの筑波大学、横張 真委員、以上3名でございます。よろしく願ひします。

○議長（土井） それでは、私の方からこの8名の委員を指名させていただくわけですが、設置要領第4条にある部会長につきましては久保田委員に願ひたいと思います。お引き受けいただきたいと思います。

それでは、部会長の久保田委員を中心に、専門委員を加えて8名で専門部会を運営していただいで、その結果をこの審議会に上げていただいで、この審議会でも何度か議論しながら進めていただきたいというふうにしたいと思います。

先ほどからいろいろ御意見がありましたように、もう少し広く県民の声を聞くとか、そういう点はこの専門部会の検討のプロセスの中で、あるいはこの審議会のプロセスの中で十分それができるように、ちょっと短い期間であれですけれども、事務局の方でいろいろ工夫していただきたいと思います。

そういうことで、今日は、知事から調査検討依頼のあった件について、本審議会として、専門委員を加えた専門部会を設置して原案を検討していくと。その中で、この審議会でも最終的にとりまと

めて、知事の調査検討依頼に応えたいと思っておりますので、審議会の委員の方々、あるいは専門部会の方々には、ちょっと短い期間で非常に御苦労をかけると思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

久保田部会長、何か一言。

○久保田委員 誠に大役を仰せつかりまして、緊張しておりますけれども、参考資料の3というところにある県の都市計画の現状、課題、これ一つ一つ、どれを見ても非常に重たい課題でありまして、部会のメンバーの方、専門委員の方々となるべく広く議論をした上でこの審議会の皆様の御意見を伺うというスタイルで進めていきたいと思っておりますので、御指導いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井） どうぞお願いいたします。

以上で今日の議事は終わりですね。何か事務局から御報告があるようですが、報告事項についてどうぞ。

○幹事（都市計画課長） 先ほどの参考資料3は、これからの概要ですので、目を通していただきたいと思います。

それから最後に、お疲れのところ申しわけないんですが、報告事項として長期未整備都市計画道路の見直しの作業状況について、本当に簡単に御説明させていただきたいと思います。お手元の説明資料をごらんいただきたいと思います。左側はガイドラインに基づく見直しの手順で、右側は見直しの作業状況です。第1段階の作業につきましては、12月の都市計画審議会で御報告いたしましたので、今回は割愛させていただきます。

前回の報告後、第2段階の作業が概ねまとまりましたので、御報告いたします。資料の右側、第2段階の作業を御覧いただきたいと思いますが、第1段階で選定いたしました再検証路線を対象として、社会状況の変化を踏まえ、現時点における路線の必要性について定性的な検討を行った結果、80路線、135区間、延長118キロを見直し候補路線として選定いたしました。この見直し候補路線は、再検証路線370路線の概ね2割となっております。

資料の下段右側を御覧いただきたいと思います。見直し候補となった理由といたしましては、周辺道路等の整備状況が一番多くなっております。これは、代替道路が整備されるとして、路線の必要性が低下したこと等によるものです。次に多い理由としては、地形的制約やまちづくりの将来像の変化、関連事業の動向変化等となっております。

今後のスケジュールについて簡単に申し上げますけれども、資料の左側の中下段を御覧いただきたいと思います。最終的な調整を行った後、見直し候補路線を確定し、18年3月下旬にこの第2段階までの作業結果を公表する予定です。来年度、18年度は、今年度の作業で選定いたしました見直し候補路線について、第3段階の作業をまた市町村と連携して行います。第3段階の作業としては、交通需要予測等の定量的な検討を行って、総合的な判断により見直し路線を選定してまいります。

平成19年度以降、見直し路線となった路線について、住民の方々の御理解をいただきながら、順次変更、廃止の進めを進めてまいりたいと思っております。

以上で長期未整備都市計画道路見直しの作業の状況についての報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井） ただいまの報告につきまして、何か御質問。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ちょっとさっきの議案の締めくりちょっと私の言葉の忘れておりましたので、本日の4677号から4692号の御決定いただいた審議事項につきましては、私から知事に速やかに答申いたします。

それから、調査検討専門部会の設置につきましては、約1年後までにこの審議会として知事に御回答するという段取りですので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の審議は終わりましたが、御協力大変ありがとうございました。傍聴者の方々には事務局の指示に従って退席していただきたいと思ひます。

それでは、事務局にお返しします。

○幹事（都市整備部長） 恐れ入ります。ちょっと今日、御礼のごあいさつさせていただきたいんですが、済みませんが、よろしいですか。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の樋口でございます。本日は、長時間にわたりまして休憩なしで熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。実は本日のこの審議会が平成17年度の最後の審議会となります。幹事を代表いたしまして、一言御礼のごあいさつさせていただきます。

今年は審議会4回開催いたしまして、数えますと39件の議案がございました。主な議案といたしましては、つくばエクスプレスに関する通称都市軸道路〔三郷流山線〕の決定、それからさいたま市と岩槻の合併に伴います都市計画の区域の変更、再開発方針の決定などございました。特に都市軸道路につきましては、10年来の懸案でございましたものですから、これらの議案の賛成の御議決をいただきまして、おかげをもちまして県内各地区におけるまちづくりや都市計画の選定が図られるものとなるものと存じております。

また、本日今後の埼玉の都市ビジョンの骨格となります部分につきまして、御調査検討をお願いいたしました。このような政策的な内容を審議会にお願いするのは、本県では、これが初めてでございます。専門部会を設置いたしました。埼玉の地域特性を生かし、埼玉の風土等十分に配慮した都市政策、都市計画の根本につきまして掘り下げた御検討を重ねてお願いするものでございます。

なお、今回の御審議にあたりまして、当幹事の方の説明が極めて不十分でございまして、ちょっと不快なことも委員の皆様にはあったかと存じます。部長といたしまして、心からお詫び申し上げます。

ます。大変失礼いたしました。

終わりでございますが、土井会長さん初め各委員の皆様方には重ねて感謝を申し上げますとともに、今後とも都市計画の推進に御指導賜りますようお願い申し上げます、非常に甚だ簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○事務局 本当に長時間にわたりありがとうございました。

これで審議会の方を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時15分 閉会